

平成18年9月

## 民生文教委員会会議録

平成18年9月14日（木曜日）

午前10時00分から

午後4時02分まで

市役所 第1会議室

### 出席委員（6名）

委員長 本多克郎君 副委員長 福富勉君  
住野龍之介君 東海孝年君  
山田拓郎君 堀江正栄君

\*\*\*\*\*

### 欠席委員（1名）

前田幸雄君

\*\*\*\*\*

### 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

次長補佐 後藤裕君

\*\*\*\*\*

### 説明のため出席した者の職・氏名

民生部長	小川正美君	学校教育部長	長谷川隆司君
生涯学習部長	鈴木勝彦君	市民課長	兼松幸男君
福祉課長	加納久司君	こども未来課長	安藤迪子君
こども未来課主幹	小林重夫君	こども未来課主幹	瀧川由紀子君
長寿社会課長	伊藤直之君	長寿社会課主幹	高木俊彦君
健康推進課長	鈴木正文君	庶務課長	小島豊光君
指導課長	滝誠君	指導課主幹	田中康史君
生涯学習課長	落合律子君	市民体育課長	兼松潔君
文化財課長	山田礎君	図書館長	紀藤律子君

\*\*\*\*\*

### 付託議案

- 第67号議案 犬山市立犬山幼稚園預かり保育に関する条例の制定について
- 第68号議案 犬山市手数料条例の一部改正について
- 第69号議案 犬山市保育園における保育の実施に関する条例の一部改正について
- 第70号議案 犬山市保育園設置条例の一部改正について
- 第71号議案 犬山市保育の実施に係る保育料及び利用料の徴収に関する条例の一部改

## 正について

- 第72号議案 犬山市乳幼児医療費支給条例の一部改正について
- 第73号議案 犬山市国民健康保険条例の一部改正について
- 第79号議案 犬山市教育委員会委員の任命について
- 第80号議案 犬山市教育委員会委員の任命について
- 第81号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算（第2号）
- 第82号議案 平成18年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第85号議案 平成18年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第86号議案 平成17年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について
- 請願第5号 「子どもの医療費無料制度の拡充を求める」請願書
- 請願第6号 第八次定数改善計画の実施と学級規模の縮小に関する請願書
- 請願第7号 市町村独自の私学助成の拡充を求める請願書
- 請願第8号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書
- 請願第9号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書
- 陳情第10号 教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の採択を求める陳情書

午前10時00分 開議

本多委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。本日は前田委員が欠席をいたしております。

定足数に達しておりますので、直ちに民生文教委員会を開催いたします。

本委員会に付託されました案件は、付託議案一覧表に記載のとおり、第67号議案 犬山市立犬山幼稚園預かり保育に関する条例の制定について、第68号議案 犬山市手数料条例の一部改正について、第69号議案 犬山市保育園における保育の実施に関する条例の一部改正について、第70号議案 犬山市保育園設置条例の一部改正について、第71号議案 犬山市保育の実施に係る保育料及び利用料の徴収に関する条例の一部改正について、第72号議案 犬山市乳幼児医療費支給条例の一部改正について、第73号議案 犬山市国民健康保険条例の一部改正について、第79号議案 犬山市教育委員会委員の任命について、第80号議案 犬山市教育委員会委員の任命について、第81号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算（第2号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（3項戸籍住民基本台帳費）、3款民生費、9款教育費、第82号議案 平成18年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、第85号議案 平成18年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第1号）、第86号議案 平成17年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてのうち、平成17年度犬山市一般会計中、歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（3項戸籍住民基本台帳費並びに5項統計調査費のうち2目人口動態調査費、3目人口動向調査費及び5目教育統計費）、3款民生費、4款衛生費（1項保健衛生費のうち1目保健衛生総務費中28節繰出金、7目環境保全費及び8目霊きゅう車管理費並びに2項清掃費を除く）、9款教育費並びに特別会計中、平成17年度犬山市国民健康保険特別会計、平成17年度犬山市岡部育英事業特別会計、平成17年度犬山市相馬育英事業特別会計、平成17年度犬山市老人保健特別会計、平成17年度犬山市教育振興事業特別会計、平成17年度犬山市介護保険特別会計であります。

お諮りいたします。

付託議案審査の方法につきましては、第67号議案、第69号議案、第70号議案及び第71号議案につきましては、関連がありますので一括議題としたい。また、人事案件であります、第79号議案及び第80号議案についても一括議題。それ以外は、1議案ごとに当局の説明を受け、その都度質疑を行いたい。全議案の質疑終了後、討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

最初に、第67号議案、第69号議案、第70号議案及び第71号議案についてを一括議題といたします。

初めに、小川民生部長より説明をお願いいたします。

皆さんに、説明に入る前にお願いいたします。

明日、庁舎建設特別委員会の開催時間を指定されておりますが、皆さんのご協力で精力的に事を進めていただきますように、お願いをしたいと思います。質疑の方も中身を濃く、簡

潔にひとつお願いしたいと思います。

小川民生部長 それでは、委員長からご指名いただきましたので、今、お手元にお配りいたしました犬山市幼保一体化構想が実は8月に保育行政検討委員会の委員さんの意見も踏まえて、構想をつくりました。その構想を具体化するということで、今回、第67号議案から第71号議案について提案したわけでございますので、この構想について、この概要をこども未来課長に説明させますので、それを受けて、それぞれ議案の提案をしたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 今、お手元にお配りいたしました資料をもとに、簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、タイトルです。ここの中に、今回出すものがすべて凝縮されておりますので、あえてちょっと読ませていただきたいと思います。

子どもの生きる力をはぐくむ犬山幼保一体化構想。子育て・親育ちを目指す犬山子ども未来計画、子どもの瞳と笑顔が輝くまち犬山、これを目指すために幼保一体化を推進したいと考えております。

この構想につきましては、教育委員会とともに4年半にわたり検討してまいりました。他市町村との違いは、当犬山市においては、子どもを中心に置いて、子どもにとって今何を大事に考えるかをポイントに検討した構想でございます。親もともに育てるという視点で、特別チームからなる親育ちの支援というというようなポイントが含まれております。

恐れ入りますが4ページをお開きください。

犬山市の幼保一体化構想連関図、これに基づいて説明をさせていただきたいと思います。

犬山が進めたいと考えております幼保一体化構想は、幼稚園を保育園化するものでもなく、保育園を幼稚園化するものでもございません。幼稚園はあくまでも幼稚園として、保育園はあくまでも保育園として充実をする、そしてそれぞれの使命を全うすることが基本のベースでございます。お互いのよさを共有し合い、そして生涯教育のスタートとして位置づけ、ゼロ歳児から順番に子どもを育てていく、母子保健部門とも連携をし、学校教育と接続、連携を強めていくという考えのもとに、この連関図を作成いたしました。

真ん中をごらんください。こども未来センターを真ん中に位置づけております。

先ほど申しましたように、他市町村は幼保一体化は、カーブ的な部分からの整備を進めてまいりましたが、犬山市におきましては、中身から入っていった検討でございます。幼稚園はあくまでも教育委員会、そして保育園はあくまでも民生部という位置づけのもとに、双方が連携する、双方が一本にするために真ん中にこども未来センターの創設を考えております。このこども未来センターを核に、犬山幼稚園、そして公立の保育園13園がございます。そして、犬山幼稚園の下に民間の幼稚園が4園ございます。公立保育園の下に民間のさくら保育園、白帝保育園がございます。この連動を図りながらこども未来センターが核となり、幼児教育の充実、そして親育ち、親支援の充実を図るというものでございます。

一番の大きなポイントは一番頭のところにございます生涯教育のスタートとして位置づけ、継続性を強化する、子どもの育ちをあくまでも幼児期だけでとらえることなく、小学校

教育だけでとらえることではなく、ゼロ歳児から子どもを人間として豊かに育てていくという視点の中で、子どものよい育ちを実現するために位置づけを一番頭のところに挙げてございます。そして、そのものをすべて包括するという視点で、こども未来センターがあります。

そして、下のところをごらんください。保健センター、児童館、児童センター、そして小学校、中学校、すべての子育てにかかわる機関がこども未来課、教育委員会が連動しつつ、そしてこども未来センターがその中で核として、子育て指導の機関として位置づけるといような視点であります。

5ページをごらんいただきたいと思います。幼児教育の充実といいますと、あたかも早教育、あるいは英才教育という視点で懸念をされる場合がございます。犬山市は、知識のみを先取りする早期教育とは異なり、子どもたちが知識を自分自身で構成しながら「自律・生きる力の基礎」をはぐくむ、そのために学校教育と連動するというものでございます。

園では、幼児が主体的に遊ばすような環境を整備し、遊びを通して学びを考える、そういう力をはぐくみ、小学校教育へスムーズな連携ができることをねらった犬山の幼児教育の充実でございます。他市町村におきましても、子どもを取り巻く状況は非常に悪い状況がございます。毎日のようにショッキングな事件・事故が起っております。犬山市も例外ではないと思います。今、この時代に、あえてなぜこのことが出てくるのかというところが1ページにもう一度お戻りいただいて、1ページをごらんいただきたいと思います。子どもたちを取り巻く環境は非常に悪くなっております。私たち、大人たち、子どもにかかわるものすべてが子どものことを真ん中に考え、子どもの幸せを願う、こういう構想が犬山市の幼保一体化構想でございます。1ページに書かれましたすべての子どもたちの未来が幸せとなるよう、願いを込めて、新たな時代に向かって、犬山幼稚園、公立保育園がこども未来園として生まれ変わりたいと思います。そして、公立保育園は、公立のこども未来園、犬山幼稚園におきましては、愛称としてこども未来園というふうに検討をしております。

犬山市に生まれ育つ子どもたちが家庭や、園、地域社会の中で、多くの大人たちに見まもられ、健やかに成長できる、そんな犬山をつくるための幼保一体化構想でございます。

以上でございます。

本多委員長 安藤こども未来課長の説明は終わりました。

続いて、各議案の説明を求めます。

小島庶務課長。

小島庶務課長（第67号議案説明）

本多委員長 続いて、第69号議案、安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長（第69号議案説明）

本多委員長 暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

再 開

午前10時19分 開議

本多委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長（第70号議案、第71号議案説明）

本多委員長 ただいま、安藤こども未来課長の説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言をお願いいたします。

山田委員。

山田委員 議案質疑でも随分議論をしたんですが、議案質疑は3回までですので、3回目の質疑に対する答弁が的確なものでなかったのでもう一度、この場で議論を深めたいと思いますが、3回目の質疑は、当局にも答弁してほしいと、あわせて教育長にも答弁を求めたわけですが、教育長のみが答弁だったんですね。あのときの質疑は、今回、第67号議案ですが、預かり保育、幼稚園で、通年の預かり保育を実施に向けての条例ということですが、要するに、もともと保護者の方々から要望があって、それに対する対応ということではなくて、むしろ行政側の方から幼保一体の流れの中で、幼稚園にも預かり保育をやっていこうという、行政側からのアクションだったと思うんですね。そういうことを踏まえて、預かり保育をやるということになれば、保護者の方々の中でも、慎重論もあるんですけども、ないよりはあった方がいいだろうと、これは人の心理として、こういうものというのは、ないよりはあった方がいいという意識が働くのは当然だと思うんですね。ただ、さっきも言ったように、もともと保護者の方から上がった要望ではなくて、行政側からのアクションだと。こういうことをやりますと、長谷川部長は、議案質疑の中で、犬山幼稚園を保育園化しないとおっしゃったんですけども、教育長は当面という表現されたように記憶しております。結局は、これ週3日を上限にやるんですけども、当然、こういうサービスをやれば、保護者の方も、じゃあ、やってみよう、預けてみようということ、当然出てくると思うんですね。そうすれば、今、これたしか20人という枠でしたか、例えば、それが足りないとか、3日が足りないからもっとやってくれとか、そういうことになっていくと、結局ニーズがニーズを呼んで、次の方向、アクションに移っていかざるを得なくなっていくと思うんですよ。だから、これらなし崩し的に、保育園化、保育園化というよりも、幼保一体施設に移行していくきっかけになってしまうんじゃないかということを僕は非常に心配してるんです。なし崩し的に。だから、そのところは、絶対やらないということを言っとらんわけですね。当面という表現なんで、そこを僕はどうしても確認したいんです。当局の意図を。それがこの条例案を賛成するか、反対するか、私の判断基準になってますので、ぜひそこを突っ込んで明確にお答えをいただきたいと思います。

それから、他の保育園の私的契約の問題も含めて、こういった一連の条例の制定、改正に絡んで、当然、何らかの人的な配置というのはどうなってくるのかなと思うんですが、要するに、今全体の保育士とか、幼稚園の先生とかも含めて、プラスアルファで人的な配置が必要になってくるのか、パートの方を雇うのか、そういうことが生じてくるのか、そういう点についてお答えをいただきたいと思います。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 それでは、1点目でございますけれども、最終的な答弁は部長からすると思っておりますけれども、今、事務的に、説明会も平成17年度、平成18年度、保護者の方に再三いらしていただきまして、ある程度の理解は全員とは言いませんけれども、いただけたんではないかと、そういうふう考えております。

また、特に、期限つき利用、それから緊急利用については、委員ご指摘のとおり、困ったときに利用できる体制を整えてもらえばよいというような意見も実際聞いております。したがって、緊急預かりとか、そういうものについては、ぜひ利用したいというような声も聞いております。また、人的な配置でございますけれども、現在の幼稚園の職員1名、それからパートにつきましましては、2名体制でございますので、1名については予算措置をしながら対応していきたいというふうに考えております。パートとして増員をしていきたいと思っております。1名につきましましては、現在の職員の中でローテーションもしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 保育園のところで人的配置でございます。保育園のところは、一応、基本的には、今、通常のお子さんは8時間保育ということで、保育を実施しております。私的契約導入による6時間保育、今回の私的契約につきましましては、子育て支援ということで、より支援をしてあげなければいけない、弱い立場にいらっしゃる方を視点に置いております。現在、保育園は保育にかけるお子さんしか入園することができません。そういったしますと、障害を持ったお子さん等は、お母さんが当然お仕事をしたり、そういうことができない状態です。けれども、保育園の保育を求めていらっしゃる現実がございます。8時間、お子様が入園というような状況もできてきております。そういうところがこのたびの私的契約の導入による問題で、本当にお子様にとって必要な保育時間が提供できるということを考えております。そして、今、8時間の配置のところの整理をそこでする、必要な人はもちろん、保育にかけていて、障害のお子さんにつきましましては、もちろん8時間保育あるいはそれ以上の延長保育という選択がございますがそうでない方につきましましては、今、8時間いらっしゃるところが6時間というような、そういうことを踏まえまして、トータル的な保育士の増員、あるいは時間の増員という、パートのところで対応しておりますので、そのような形で、たくさん来ていただくことはございませんが、ただし、今私的契約を考えている園につきましましては、5歳児クラスで合同保育をいたしまして、障害持つお子さんも、特に不安を持ったお子さんも、すべて同じ年齢のお子さんについては、統合保育というものを目指しまして、そのところは一緒に配置で、必要な加配は今までどおりしております。移動がございます。保育園は8時間保育ですので、2時の時点で移動、あるいは2時少し前の時点で、お子様が5歳児クラスから、少しさよならタイムというような形で、お母さんのお迎えを待つための移動がございます。そのときには、5歳児クラスの保育士、あるいは障害児の保育士とともに移動があるということで、パート保育士を一部導入が必要となります。3時間程度の保育士です。

本多委員長 山田委員。

山田委員 まず、今保育の方の関係、3時間程度の部分がカバーしなきゃいけないということですけど、これはパートの増員が何人なのかということを確認しておきたいと思います。

それから、幼稚園の関連ですが、第67号議案関連ですが、要するに、理解していただいた、説明会をやって理解していただいたとおっしゃられたんですけど、それは僕もわかってるんですよ。多くの方が、ないよりはあった方がいいだろうと。そら、あるのはあってありがたいと、これはやっぱり人間の心理ですよ。だけど、もともと、保護者の方から上がってきた要望ではなくて、行政側の方から率先して、この預かり保育を導入していこうというアクションがまずあったんじゃないんですか。そこがまず最初のスタート点じゃないんですか。それに対して、親御さんたちが悪いことじゃないというのは、そら理解するのはもう当たり前の話なんです。僕はそこの、理解していただいたということよりも、むしろ行政が子育て支援に対してどうかかわっていくのかという、根幹的な僕は議論をしていく必要があると思ってるんですよ。そこをまず僕は聞いとるわけで、結果的には、なし崩し的に、だんだんと需要が膨らんできて、あれば便利ですからね、皆さん使われると思うんですよ。需要が膨らんできて、結果的には今の形が変わっていってしまうんじゃないかと。

もう一つ、保護者の方々に、僕は何人かに聞いたんですが、非常に率直な思いでおっしゃられた方もあるわけですね。要するに、悪いことじゃないと、もっと言ったら、自分の子ども卒園してしまえば、後のことは後の人が考えてもらやあええという人もおるわけですね。+  
+  
だけど、僕は今回、こういう慎重論を唱えるのは、保護者の方の中には、自分の子どもが卒園しても、この犬山幼稚園が非常にいい園で、選択肢としても機能していると。だから、こういう選択肢は今後も残していった方がいい。自分の子どもたちがいなくなっても、非常にこれは犬山市にとってすばらしい幼稚園だと。こういうことを評価された上での、非常に成熟した意識を持った人がそういう意見を述べておられるんで、私はそういう声を受けとめなきゃいかんと、少数意見かもしれないけれども、そういう声こそ受けとめなきゃいかんというふうにとるんです。だから、なし崩し的に変わっていくことが非常に心配されるんだけど、僕は教育長の答弁、ちょっときちと僕も把握、控えてなかったんですけど、当面はというようなことをおっしゃられたような気もしますし、教育長は全体、同じ形で幼稚園も保育園も同じようにしていかなきゃいけないということをおっしゃられたと思うんですよ。僕はカリキュラムという点については、これまで幼保一体の議論の中で、非常に担当部局、しっかりとした議論を積み上げてこられて、ここまでのものをつくってこられたというのは、非常に僕はよかったと思ってるんです。評価してます。けども、さっき言った手段という点でいえば、幼稚園を幼保一体施設に移行していくというのは、非常に僕は慎重にしていかなきゃいかんと思うんで、そういうことが明らかに見えるもんですから、そこをきちと確認しておきたいわけです。そこのところをご答弁いただきたいんですが。

本多委員長 長谷川学校教育部長。

長谷川学校教育部長 私、本会議のときに、決して保育園化しないということをお断りしました。幼稚園で実際に言ったときにも、その中でもそういう表現はいたしました。これは、幼稚園を保育園化することではないということでお話をしました。



犬山市には公立の幼稚園が一つしかない、一つしかないからこそ、犬山市の幼保一体化が、犬山市独自の幼保一体化ができるのだと。もし、これ公立の幼稚園がなかったら、これは全く違った形で出てくると思うんですね。犬山市は犬山市としての幼保一体化だということで進めなくちゃならないと。それが、さっき安藤課長からあった説明ですけれども、そのときに、真っ先に思うのは、幼児教育の充実ということで、犬山幼稚園が主導的な立場で幼稚園や保育園の先生を集めて、研修をする際にも、あるいは実績を、就学前の子どもたちにアピールしていく場合も、そういう、まさにリードする立場だということで、決して幼稚園を保育園化することではない、これはあくまでもずっと犬山幼稚園でいくんだということです。

なし崩し的というお話がありましたけれども、これについては、一つは時間的な制約、2時から4時までということで、朝やりません。それから夏休み、冬休みはやりません。出校日はちょっと別にいたしまして、2時から4時までということ、それ以外の方については、これ保育園に行っていたかということですね、そのことも説明会のときにはお話をしました。あと、人数につきましても、先ほどありましたように20人、緊急を除いて、両方合わせて、期限つきと、通年で合わせて20名、山田委員さんは、通年というところからのことでなし崩し的にならないかというご質問だったものですから、ここではそういう時間的なことと、人数的なことと、枠というか、たがをはめるといふか、それからもう一つは、これは幼稚園の説明会のときにお話したんですけれども、全体会という会議を保護者をまじえてやっていますけれども、そういった会議も、今回こういった条例を認めていただければ、幼保一体化構想をお認めいただければ、やはり定期的にやっぱり会を持っていくといふか、というのは幼児教育の充実ということもありますけれども、実際のニーズがどれぐらいになっているかという、通年に対してもう少ししてほしいとか、実際、ニーズについては、私はふえてくる可能性も十分あるというふうにとらえています、予測ですけれども、あくまでも。だから、今ある現状の中で、犬山幼稚園としての、通年のということ考えた場合に、期限つきと合わせて、20名ぐらいが妥当な線じゃないかなということで、園長先生とも話し合いをしまして、これをもってきたんですけれども、さらにやっぱりふやしてほしいということ考えたときは、やはりそれも当然考慮して、考えていくべきことであって、実際にそういうニーズが出て、ただしそのことについて、先ほど言いましたように、保護者との全体の会議を持って進めていきたいというふうには思っています。それはやっぱり、犬山幼稚園が幼稚園として、本会議の中でもありましたけれども、子どもたちのために、母親としてできる限り時間を割いてということもありますし、今、いろんな行事に積極的に参加してきたと。そのところをマイナス面になっては困るということもありましたので、それは実際、犬山幼稚園としての特色ある教育改革の中に関連してくることで、そういう部分も含めまして、やっぱり話し合いを持っていきたいと。そういう面でも、なし崩し的にならないようたがをはめていく、そんなふうで取り組んでいきたいと思えます。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 3クラスとお答えをいたしました。正確に言えば3時間以内のパートの保育士ということです。あわせまして、先ほど申しましたように、今、8時間に入っていらっしゃる障害のお子さん等の状況等も、いろいろお母さんと相談しながら、入園の内容

を精査していくとともに、そこら辺の配置の整備を含めながらということですが、形としては、パート保育士の3時間以内が必要となります。

もう1点ですが、山田委員が親の視点からのことで、非常に危惧されているお話をお聞きしました。それは、今、幼稚園の親に対してのお話でしたけれども、それは保育園の保護者の方であろうと、幼稚園の保護者であろうと、私は変わらないと思っておりますので、そういう受けとめの中で、このたびの私的契約という形も、取り込んでまいりました。保育園はともすれば、お母さん方が長い保育時間で預けっ放しになっているんじゃないかというような視点からご指摘もございますが、お母様方は、やはり就労しながら、子育てをしながら、それぞれ頑張っていらっしゃるわけで、いろんな方がいらっしゃいます。もちろん制度があるから、それを利用するという方もあります。ですから、最初に申し上げましたように、子捨て支援にはならないような親育ち、子どもの自立を目指すという幼保一体化ですけれども、その中には親の自立も目指したい、そして保育園でもそういう視点から親業、親教育、親学等も進めてまいりましたので、今度は、こども未来センターが核となって、保育園のお母さんだろうと、幼稚園のお母さんだろうと、すべてのお母さんたちが、子育てについて、再度確認ができるような、そして親として子どもと一緒にいけるような、そういう親に育ててもらいたい、そういう幼保一体化を進めてまいりたいというふうに思っております。

本多委員長 山田委員。

山田委員 決して保育園化していくものではないというふうにおっしゃるんですけど、保育園化じゃない幼保一体施設化というか、幼保一体化、幼稚園の中に保育園機能をプラスアルファしていくような、そういう結果につながってくるんじゃないかということ言っとるんだけど、今、部長の答弁にも、ひょっとするとニーズというのは、ふえていくかもしれないということ認められるわけですね、それは。要するに、今、通年の預かり保育でも、20人の枠で週3日ということなんですね。今、こういうふうにはやっとならなくても、当然、こういう制度ができれば便利ですからね、じゃあ、私も預けよう、私も、私も、もっともっと欲しいよね、もっとサービスが充実するといいよね、そういうふうだね、やっぱり人間というのはそういうもんでないですか。だから、僕は子育て支援のあり方というのが、本当に行行政がどんどん守備範囲を広げていくというのが、幼稚園の中で、そういうことでいいのかということ言ってるわけですよ。保育園がだめだと言ってるわけでは全然ないんですよ。保育園は保育園できちっと機能を果たして、働くお母さんが子どもを預けて、保育園は非常に今、犬山の場合充実してると思うんですよ。だけど、幼稚園も今現在、きちっと選択肢の一つとして、役割を、何の不都合もなく果たしているわけですよ。今、現在も。それを、そこに行行政サービスをプラスアルファしていくと、どんどんどんどんサービスを拡大する方向に働いていくんじゃないですか。もっとサービスが充実してほしいってなるんじゃないですか。今のお母さんたちはいいですよ。今の時点でしか判断しないから。だけど、これからそういう人たちがどんどん入れかわっていく中で、当然、もっとサービスが充実してほしいという意識が働いてくるのは、絶対僕出てくると思うんですよ。そのときに、こらえられますか。これ以上は一切できませんというこらえられますか。それをこらえられなかったら、今の形とは変わってきてしまうと思うんです。そこを心配しとるんです。だから、そこが本当にこ

らえていけるのか、僕は絶対こらえられないと思いますよ、それは。

それをお答えいただきたい。

本多委員長 小川民生部長。

小川民生部長 全国的に保育園と幼稚園というのは、たくさんあるわけですが、最近の就労支援という立場で、いわゆる保育園が足りないというのは全国的な傾向です。したがって、やはり幼稚園を保育園化するという傾向がある中で、国が新たに、認定こども園という形で、幼稚園の中で、いわゆる預かりをやるという形に向かってきている現状があるわけです。そういう中で、犬山市としては、新たな幼保一体化構想の中での、いわゆる犬山幼稚園の位置づけをつくったわけです。したがって、今、山田委員が心配しているような危惧も確かにあると思いますが、それは将来のことはわかりません。将来にわたって、例えば、就労支援と、必要な人がふえてくれば、犬山幼稚園の保育園化ということも、それは考えられることもあると思いますが、現在の制度の中ではあくまでも預かりをしていって、週に3日の範囲の中でしか預からない制度なものですから、これは5年後、10年後の先のことについて、今確認できるかと言われても、それはできないと思います。

本多委員長 山田委員。

山田委員 いいことなんですよ、これ。いいことだと写るんですよ、だれが考えても。だけど、子育て支援に対して行政がこれからどういうふうにかかわっていくのかという根幹的な問題だと思うんですよ。だから、僕は議案質疑の中で、これ市長は、各派代表者会議で、親心と日本人という資料を持ち出して、大演説を行ったわけですよ、そこで。こうなきやいかんと。女性議会の中でも、子育ての子育て支援のあり方というのを行政も考えていかなきゃいかんと。だから、行政も、我々行政もよく我慢していかなきゃいけないと。いろんな子育て支援という名目で行政サービスが拡大していくことは、一見、その時点で判断すれば、そりゃ悪いことじゃないですよ。聞けば、ほとんどの人がそうやっていいことだと言うに決まってるんだけど、そういうところを公が守備範囲をカバーしていくということは、かえってそういう親心を育たなくしていってしまうんじゃないかという心配があるわけですよ。だから、今、不都合なく犬山幼稚園というのは、これまで来てるわけなんで、さっき、国の流れとか、全体的な流れと言われましたけど、犬山市は公立幼稚園は1園で、定員も募集人員に対して、非常に応募も多くて、抽せんを行っているような状況ですよ。よその地域は、政策的に幼稚園をたくさん持って、保育園がちょっと足りないところは、当然保育の方が足りなくなっているわけですけども、犬山市の場合は、社会全体は保育ニーズが高まっているかもしれないけれども、犬山市は幸いにして、保育園をずっと設置していっているわけですよ。だからバランスとしては非常によく、カリキュラムを統一していくことはわかるんだけど、子育ての形としては、そういう選択肢があっても、僕はいいと思ってるんですよ。それは保護者が選ぶわけだし、今、現時点でも、保護者がそういうことを理解した上で、犬山幼稚園を希望される方が非常にたくさんみえるわけなんで、だからそこを崩していくような方向にいくんじゃないかということをお心配しとるわけです。だから、ええことだというのは、だれしもわかることなだけで、それをそれだけで短絡的に判断したら、僕は長い目で見たら大変なことになっていくんじゃないかということをお心配しとるんです。だから、議

案質疑でも、音楽プロデューサーの松井 和さん、これ市長が指名されたものですよ。あえてここではもう一度申し上げませんが、そういうことは私はきちっと考えていかないかんと思うんですが、そういうことをきちっと見解を、私の見解を申し上げておきますが、何かお答えがあれば、平行線になると思いますけれども、お答えいただければ。

本多委員長 長谷川学校教育部長。

長谷川学校教育部長 基本的なスタンスのところ、犬山幼稚園は犬山幼稚園としての親御さんたちの考え方としての預かり保育と、そういうスタンスでこの時間も人数的なところも、特に時間なんかは、犬山幼稚園の機能を十分果たすべく、その中での預かり保育ということで考えてありますので、その中で、今、一つの例として、私は男女共同参画社会、特に女性のいろんなそういう社会的な面での役割、あるいは家庭での役割というの、これからますます重要視されてきますので、そういう場もまたふえてきますので、犬山幼稚園としてのそういう預かり保育というのは、一つの行政サービスの中でやっぱり必要なことではないかと。あった方が望ましいということで説明をして、やってきております。ですから、なし崩しのなところというところで、そちらの方面でということを随分危惧されるということのお話なんですけれども、あくまでも、何遍も言いますけれども、一つしかない犬山幼稚園としての預かり保育を行政サービスとして十分機能するところに、要求にこたえるんじゃないかなということで、やっていきたいというふうに思いまして、出させていただきました。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 少し補足させていただきたいと思います。

よその市町の子育て支援は、確かに山田委員がおっしゃるような視点で危ういものがございます。私どもの幼保一体化構想の中に、むしろ保育園側が犬山幼稚園の存続を望んでまいりました。それは、犬山幼稚園のよさを学ぶ、それがアンテナとして、やはり発信すべきだという視点で、たった1園しかない公立幼稚園を守りたいという思いが非常にございました。犬山幼稚園を守るということは保育園を守るということです。そして、それが小学校教育とつながるといことだと私は考え、進めてきております。

そして、先ほど配りました2ページをごらんいただきたいと思いますが、理念の中で支援をつけるんだけど、支援のつけっ放しではございません。やはり、親育ちというものをあわせ持ちながら、その親を育てるという視点を盛り込みながら、この施策を進めたいというものが、今の山田委員が懸念されていることを私は解消することだと思っております。さまざまなお母さんの価値観もございます。その中で、犬山市として、こう育てほしい子ども、こう育てほしい親を育てるためにきちっと理念を抑えて、こども未来センターで、今懸念されていることをクリアしながら、進めていく問題だというふうに考えております。

本多委員長 福富委員。

福富委員 今、先ほどから山田委員のお話もありますけど、この犬山幼稚園に、犬山市内といますか、旧犬山町、羽黒、楽田、城東とありますけど、その入園者の比率はどのようになっていますか。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 おおむね、全体的には犬山市内で8割から9割ですけど。それで、あと犬山

が133名ですけれども、そのうちの犬山地区は94名、楽田地区が5名、城東地区が26名、池野地区が2名、羽黒地区6名ということで、圧倒的に犬山地区が、犬山幼稚園周辺が多いという実情でございます。

以上です。

本多委員長 他に質疑はございませんか。

東海委員。

東海委員 私は、幼稚園も保育園も、あえて私は乳幼児期という表現をしたいと思うんですが、生まれたときからの子どもの成長を保障する、そういう施設として保育園はゼロ歳児からですから、あるということと、それから今はやっぱり、小学校に向けての就学前教育の位置づけも重要になってきているということで、幼児教育をその中にしっかり位置づけようということが柱にあると思いますので、この幼保一体化の取り組みは、保育園はさらに親の就労支援というのが柱としてありますけれども、子どもの立場とすれば、子どもの情報や親の希望、要望に応じて、幼児教育が、その地域で受けられるようにする、そういったことの役割を担っていくということで、全国的な保育園や幼稚園の流れとは、やはり犬山の教育改革ということの位置づけと合わせて、この取り組みは大きな意義があるんじゃないかなというふうに私は思っているわけですが、それで、私が調べた数字で、大体公立の幼稚園、保育園、あるいは私立の幼稚園、保育園に子どもたちがどのぐらいの比率で通っているのか。通っている子どもたちの割合で公立の保育園が50.2%、幼稚園が5.3%、私立の保育園で5.7%で、私立の幼稚園が37.8%と、こういう数字があるわけですが、大体40年代と

+

いったらいいんでしょうか、犬山市では半数の子どもたちが保育園を卒園して、育っている状況が犬山の子育ちのありようで来ているわけです。保育園は教育がないという見方がされるわけですが、そういう意味では、幼稚園と違って、教育機能というのは、国の予算的にも弱いですから、何年ぐらい前でしたかね、保育園にも幼児教育の機能をということで、電子ピアノを設置された経緯もありますけれども、そういった予算的な措置はなかなかないわけですから、保育園が教育機能を果たしてきていたとしても、なかなかそれが認められてない状況もあるわけですが、私はそういった保育園についても、子育ちを担ってきた、子どもの育ちを担ってきた施設であるというふうに思っているわけですが、現在、そういう意味では、幼児教育というのは、準義務教育化、犬山市で大体就学前の5歳児が幼稚園あるいは保育園にどのぐらい入っているのか。そのことをちょっとまずお尋ねしたいわけですが、4歳児、3歳児と、だんだん年が下がっていくに従って、入園状況は減っていくとは思いますが、学校へ上がる前の年代ですね。そういう意味では、これは義務教育化していくような動きになっていくんじゃないかなと、私なんかは思っていて、そういう意味で、この犬山市のやろうとしている幼児教育をしっかりと位置づけるありようというのは評価をするところです。

具体的にお聞きしたいのは、5歳児の入園状況、それで、まず第67号議案ですが、預かり保育についても、親が希望すれば預かりますよということですので、あくまでも親のそうしたニーズに応じるということですから、いいんじゃないかなと思うんですが、通年預かり保育を週3日を上限としたところの意味合いをお尋ねしたいのと、それから先ほ

ど、夏休みはしませんよということの答弁がありましたけれども、それは第1条の教育課程に係る教育時間終了後における保育というところに当てはまるのかなというふうに思うんですけれども。あわせて、出校日は別ですよということもありましたので、幼稚園に出校する日があったのかどうか、私認識してないんですけども、その点ですね。

それからあと、第4条の緊急預かり保育ですね、緊急に預かってほしいということは、当日の対応も可能なのかどうか。それをお尋ねしたい。

それから、第6条の特別の事情があるときは預かり保育料を免除するということ、授業料の規定に基づいて免除しますよということですけど、現状でそういった預かり保育料が免除になるような対象というのは、現状で子どもでみえるのかどうか。そこをお尋ねします。

とりあえず、第67号議案について。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 5歳児の入園状況についてお答えしたいと思いますけれども、平成17年4月1日現在は、5歳児の年齢のお子様は763名。そして、保育園児が399名、幼稚園児が326名となっております。平成18年度4月1日現在ですが、全体の5歳児のお子様は745名、そして保育園児が377名、幼稚園児が367名となっております。

保育園児の中は公立保育園13名、私立保育園2名、そして幼稚園のところには犬山幼稚園、光明幼稚園、光明第二、市邨学園、杉の子ということで、一部市外からいらっしゃる方もおりますので、人数的にはどうかと思いますが、以上でございます。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 まず1点目、通年は週3回ということでございますけれども、保護者の方といろいろ協議した結果、3回ぐらいが適当ではないかというようなところでございます。

続きまして、夏休みの取り扱いでございますけれども、これにおきましては、通常の犬山幼稚園、7月、3月、秋・冬の休みについては行わないということで、あくまでも幼稚園の教育時間に合わせながらの規定でございます。

それから、緊急につきましては、当日は可能かというご質問でございますけれども、これにつきましては、緊急の場合は当日でも可能というふうなことで確認させていただいております。

特別な事情ということでございますが、現状の対象者ということでございますけれども、133名の入園者がおりますけれども、10名が現在の減免の対象ということになっております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 まず、今、5歳児の入園状況ありましたけど、5歳児の全子どもに対して、幼稚園、保育園にどのぐらいの割合で入園しているかという、割合はわかりませんか。就園していない子どもさんもみえると思うんですけれど、その辺わかりませんか。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 その点については、今、お答えすることは。

本多委員長 小川民生部長。

小川民生部長 平成18年度が先ほど言ったように、合計745人おりますが、保育園が377人、幼稚園367人、1名ですね、未就園児が。それから平成17年度が38名、データのにはみえま

す。

本多委員長 東海委員。

東海委員 市外からの入園者もあるということを書いてみましたので、1名ということではない。

本多委員長 小川民生部長。

小川民生部長 ですから、これは市民の方で。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 私どものデータですけれども、5歳児は犬山幼稚園49名、それから杉の子が35名、それから光明106名、それから光明第二110名、それから市邨に68名、合計で1,023名。

本多委員長 東海委員。

東海委員 次に、第69号議案で質疑を2点ほど。

これは、定員に達しない場合について、定員の範囲内で、保育の実施を要しない児童、これも希望するということなんですが、定員ということの規定ですけれども、今規制緩和で定員というのは、そういう意味では、あってないようなもので、少しずつ割り増しが認められているわけですけれども、あくまでも、初期段階の定員ということと考えておいていいのでしょうか。

それから、当面、来年度については羽黒保育園の1園だけですけれども、この条例の改正だけによれば、全園を対象とすることになるかと思うんですけれども、そういった今後、全園を対象にしていくお考えがあるかどうか。その2点について。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 定員の件でございますが、設置のときの申請、県の認可申請を受けた定員の範囲内ということで考えておりますので、最低基準を厳守したもので、現在も定員の設定をしております。

今後も、最低基準を守るという視点での犬山市としての保育園の定員ということでございます。

それから、私的契約につきましては、来年度は園の状況等を考えまして、基本的に一応、羽黒保育園を想定しております。ただし、先ほど申しましたように、弱い立場の方の支援ということですので、羽黒保育園だけの限定では対応できないかと思えます。お一人、お一人の状況等もございますので、定員の範囲内というところで、個別の対応が必要になってくると考えております。

以上でございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 そうすると、やっぱり子どもの育ちというのは地域で保障した方がいいと思いますので、その地域の保育園で希望があれば、その対応する用意があるというふうにとらえていいわけですね。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 羽黒保育園の場合を補足させていただきます。現在、130人定員です。県の認可申請は、180人で受けております。このたび、来年度は、130人定員を150名とさせ

ていただいて、私的契約を受ける。それから、他の園のところでも定員の空きということで進めてまいりたいと思っております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 次に、第70号議案ですが、この名称変更につきましては、本会議でも山下議員が質疑しましたけど、これはやっぱり幼稚園も保育園も、その名前には愛着を持って、ずっとかかわってるわけで、保育園という名称がなくなることに対して、一抹の不安をやっぱり保育園の人たちも持つわけです。それでは、保育園というのは一つの大きな柱である就労支援という公が担う役割を持った園だという意味合いで今まで保育園という名前が使われてきたと思いますので、別に反対するものではないんですけども、何らかの形で就労支援の役割を持っているという、保育の名称が何らかの形で表現できないものかなというふうな思いを持つわけですけれども、その点についてどうお考えか。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 あくまでも保育園は保育園として、現行制度で充実を図るということが、保育園のこども未来園の考えです。今、なぜ、あえて名称変更をするのかということになれば、この時代だからこそ、保育園を守るため、幼稚園もそうですけれども、制度がどんどん子どもの最善の利益を守るという視点から、危うくなってくる時代背景を受けているというふうに認識しておりまして、あえて、今、保育園の子どもたち、そして児童福祉法に持たれた保育園というもの、そういうものを守るためにも、そして大人の意識を変えるために、名称変更をさせていただいて、新たな時代に迎えたいという願いを込めたものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

本多委員長 東海委員。

東海委員 私も、小泉内閣の構造改革で、保育園の運営費が一般財源化されたり、あるいは今年度決まった認定こども園とか、あるいは全国的にもう急速に保育園の民営化が進められる、一方では各地で裁判も起こって、その保育園の民営化は違法だというような判決も出されたりしている状況もあるわけですけれども、そういった保育園に対する攻撃というんですか、そんなものも私も危惧してますので、そういったところで犬山の教育改革という柱の中で、犬山について、幼児期の育ちを保障する幼児教育という柱を持つことというのは物すごく意味があり、理解できるわけですけれども、その名前については、ちょっと何か愛着があるだけに惜しいなという気がします。

あともう1点、第71号議案ですけれども、保育料の私的契約児の利用料についてですけれども、この点については、私は幼稚園と同じような一定額ということでの検討もされたとは思いますが、私もそうなるのかなと予測もしてたりしましたので、その点についてお考えを伺えればと思います。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 あくまでも保育園での実施という形で、設定をさせていただきました。保育時間8分の8、そして私的契約は8分の6というような規定で、今いらっしゃる保護者の方にお支払いいただいている保育料とかみ合わせながら検討をした金額でございます。

本多委員長 東海委員。



東海委員 以上で質疑は終わりますけれども、やはり幼稚園、保育園は、国の所管が分かれているために、ずっとその幼児教育、この時期の子育ちをどうつくっていくかというのが何年来の課題になっているわけですけれども、私は子どもの状況や親の状況に応じて、幼稚園、保育園に関係なく、幼児期の発達を保障できる施設を目指していくことは、重要な意味があると思いますし、当面はやっぱり幼稚園には保育機能を、保育園には教育機能を拡充・強化していくという方向で、私はこの問題を考えております。

本多委員長 福富委員。

福富委員 私は、この第70号議案にちょっとお聞きしますけれども、先日、本会議場で質疑がありましたが、保育園というのは残して、未来園は看板だけやっていただく、保育園の名称だけと言ってみえたいんですけれども、園児が卒園するときには、どのように卒園証書、今の園長さんから渡されるときのお名前はなにされますでしょうか。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 基本的にはこども未来園という名称で出すことになると思います。

本多委員長 長谷川学校教育部長。

長谷川学校教育部長 犬山幼稚園は犬山幼稚園ということで。

本多委員長 福富委員。

福富委員 あとは未来園ということで。

本多委員長 長谷川学校教育部長。

長谷川学校教育部長 それはあくまでも愛称ですので。幼保一体化構想の中での。

本多委員長 福富委員。

福富委員 卒園証書というんですか。

本多委員長 長谷川学校教育部長。

長谷川学校教育部長 それは入れません。犬山幼稚園だけです。

本多委員長 福富委員。

福富委員 幼稚園の場合は犬山幼稚園でいいんですけれども、今の五郎丸こども未来園となると、今のこども未来園で卒園証書の名前に入りますか。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 今年度のお子様につきましては、現行のままの保育園という形で、平成19年度からこれを出発いたしますので、平成19年度に卒園のお子様については、こども未来園という形で考えております。

本多委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第67号議案、第69号議案、第70号議案及び第71号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第68号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

加納福祉課長。

加納福祉課長 （第68号議案説明）

本多委員長 当局の説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

東海委員。

東海委員 実際の負担がどうなるかということで、本会議でも質疑はさせてもらったんですが、もう少し詳しくお尋ねしたいんですが、現行で、例えばホームヘルパーの派遣、950円以内というふうになってますので、住民税の課税、非課税とかという形でその金額が分かれてくるのかなと思うんですけれども、上限として950円、現在、実際に受けてる人で、これの変更で負担がふえるというケースというのはないんでしょうかね。

例えば、負担についてもすべてそうなんですけれども、すべての現在受けている人たちが負担が軽減されるというふうに認識しておいていいのかどうかですね。その点をお尋ねしたい。

本多委員長 加納福祉課長。

加納福祉課長 まず、精神障害者に対するホームヘルパーの派遣でございますが、今おっしゃいましたように、所得税の課税年額によって決まっております。そういったところの方ですと、無料ということで、現在3人の方が受けてみえます。この方につきましては、当然、今後も同様に無料ということになります。また、年税額が1万1円以上3万円以下の世帯ということになりますと、400円という今規定がございます、お二人の方がおみえになります。

短期入所につきましては、現在も基本的には支援法でございますが、利用者の方、ここの部分につきましては、支援費の中での指定がございますが、この方につきましても、区分1が一番軽い方ですけども、1日490円、一番重い方でも890円ということになりますので、一応クリアできるかなというふうに思っております。

それから、入浴サービスでございますが、これにつきましては、現在4人の方が受けてみえます。それで、生活保護か非課税世帯の方は現在無料ですし、今後もそれは無料、同じように取り扱いしたいというふうに考えております。

現在、5,000円というお話を議会の中で出させていただいたと思いますが、今、月に3回まで利用できるようになっておまして、1、2回目は無料にしております。3回目利用された方が5,000円という料金設定でございますけども、そのところも自立支援法の考え方に合わせますと、新規の方、1回使うと1,250円、3回まで全部使いますと3,750円ということで、3回使われれば、今までの5,000円よりは若干安くなるというふうに思っております。それに合わせて、ただいま検討しておりますのは、3回利用を月に4回、週に1回利用していただくという形にしますと、4回利用で5,000円、今までは3回目が5,000円ということでしたので、1回は余分に使っていたかなとは思っておるんですが、ただ、従来、ただの分だけ使ってみえた方も中にはおられますので、そこら辺のところにつきましては、経過措置的なことで、施行前、この新しい制度施行前から使ってみえる方については、その部分は同様でいきたいというふうに考えております。

本多委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第68号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第72号議案について当局の説明を求めます。

兼松市民課長。

兼松市民課長 （第72号議案説明）

本多委員長 兼松市民課長の説明は終わりました。

質疑をお願いいたします。

東海委員。

東海委員 まず、県下の状況をお尋ねしたいと思うんですが、こういった一覧表でお持ちのものがあれば示していただきたいんですけども。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 持ってまいります。

〔資料配付〕

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 これは4月1日現在のものがございます。その表示の中で見ますと、63市町村中、2市3町が未実施ですけども、実質は、9番目の津島市は4月1日から実施してあるということで、犬山市1市のみとなっております。町につきましては、こんなような状況でございますけども、これが現時点での状況ということでご説明申し上げます。

以上でございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 私、この問題、一般質問で再三取り上げてまいりましたが、財政状況が厳しいということで、実現できなかったわけですけども、そういう意味では大きな前進だというふうに評価するわけですけども、最後の犬山市としては、犬山市の1市残った状態で、10月から実施と、大いに評価するわけですけども、1点お尋ねしておきたいのは、大体が対象の区分が、当面乳幼児ということできてますので、就学前の子どもを対象にすることなんですけども、公平平等に施策の恩恵を受けることでいうと、4月1日に生まれた子どもと3月31日に生まれた、極端な例でいいますと、そこではもうほぼ1年、対象が変わってくるわけですけども、そういう意味で、公平平等に受けられるということでいきますと、年齢で切った方がいいんじゃないかと、そういった考えも持つわけですけども、そういったお考えがあるかどうか伺っておきます。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 私どもの今回制定しておりますのは、就学前ということですから、学校へ入る前年度、3月31日までを見させていただいております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 ちょっと、就学前というと、6歳になった年度ですわね。だから、就学前の子どもで4月生まれの子と3月生まれの子では、ほぼ1年、要するに3月生まれの子はもう1カ月ぐらいいしか受給できないと。4月生まれの子はほぼ1年受給できるという、その差ができるわけですよ。公平平等ということからいくと、年齢で、要するに何歳になるまでの対象に

した方がいいんでないかという考えを持つわけですけど。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 その子どもさんが、就学前までにきちっと受けられるということの前提のもと、年度別に見た場合という考えですね。

本多委員長 小川民生部長。

小川民生部長 ここにも書いてあるように、6歳未満というのはそうなんですね。6歳未満にしちゃいますと、4月の方は、約1年間ぐらい受けなくなります。うちは就学前にしたもんですから、3月まで受けれるわけですね。だから、逆に言えば、7歳未満にすればいいわけですが、就学前でお願いしたい。

本多委員長 東海委員。

東海委員 そんな低い方に合わさないで、高い方に常に合わせるように希望して質疑を終わります。

本多委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第72号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第73号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

兼松市民課長。

兼松市民課長 (第73号議案説明)

本多委員長 当局の説明は終わりました。

質疑を求めます。

東海委員。

東海委員 支給もふえれば、やっぱり子育て支援という立場から、物すごくいい事だと思います。ちょっと、お聞きしておきたいのは、実際に、通常、出産、どれぐらい費用がかかっているかなという、今回30万円が35万円になるわけですけれども、50万円ぐらいかかっているような話も聞いたりしますけれども、その辺はどのようにとらえてみえますか。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 一般的には、医療にかかる、入院されまして出産までの費用は35万円弱だというふうなことです。ただ、その準備とか、いろいろなものがございますけれども、それを補うものです。

本多委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第73号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第79号議案及び第80号議案を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

小島庶務課長。

小島庶務課長 (第79号議案・第80号議案説明)

本多委員長 当局の説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

山田委員。

山田委員 第79号議案、第80号議案に対してですが、人物に対してどうこう言う気は毛頭ありません。ただ、教育委員は5人ですね、全部で。そのうちの、これで3名が市外の方ということになるわけです。やっぱり犬山の教育のことですから、教育委員会というのは非常に重要な機関だと思いますけれども、その中で、やはり市内の方の割合も、バランスからいえば、市内の方が3人ぐらいで、当然外部の意見も考えていく、外部から見た目も重要ですので、2名ぐらい、あるいは1名、2名というのは妥当というか、あってもいいと思うんですが、バランスとしては、やっぱり市内の方に委員を受けていただく、人材もたくさんみえると思いますので、ですから、今回、2名、市外の方になるわけなんで、今後、残りの3名のうちの1名は市外の方がみえるわけですが、ぜひ市内の方の人選をしていただきたいと思いますので、その点を確認をしておきたいと思います。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 貴重な意見ですので、参考として、また今後の対応に考えたいと思います。よろしくをお願いします。

本多委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第79号議案、第80号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第81号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

滝指導課長。

滝指導課長 (第81号議案・歳入説明)

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 (第81号議案・歳入説明)

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 (第81号議案・歳入説明)

本多委員長 伊藤長寿社会課長。

伊藤長寿社会課長 (第81号議案・歳入説明)

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 (第81号議案・歳出説明)

本多委員長 加納福祉課長。

加納福祉課長 (第81号議案・歳出説明)

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 (第81号議案・歳出説明)

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 (第81号議案・歳出説明)

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長（第81号議案・歳出説明）

本多委員長 兼松市民体育課長。

兼松市民体育課長（第81号議案・歳出説明）

本多委員長 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りをいたします。

議案の途中でございますが、質疑を1時から再開し、暫時休憩といたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声起る〕

本多委員長 異議なしと認め、1時から再開いたします。

午前11時56分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

本多委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

当局の説明は終わりました。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。ご発言を願います。

住野委員。

住野委員 9款教育費の1項18ページ、命を大切にすることを育む教育推進事業委託料ということですが、これは中身、事業内容の中身について説明してください。それと対象者、児童だけに限られているのか、あるいは保護者も一緒に対象になるのか。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 犬山北小学校と犬山南小学校の2校が対象でございますけれども、例えば、犬山南小学校ですと、最近、子どもたちの登下校の安全ということで、防犯対策が重要視されておりますけれども、セルフディフェンスということで、自分の身は自分で守るということで、外部から講師の方をお招きし、子どもたちに対してそういった講習会を開催して、自分の身が自分で守れるような、それを身につけさせるように、また犬山北小学校については、これも外部から講師をお招きして、生き方といいますか、大人の立派な方のお話を聞いて、自分もそれに向けて生きがいを持った、そんな生活をしていこうというような、そんなことに今計画がなされております。どちらも子ども対象です。

本多委員長 住野委員。

住野委員 子ども対象、児童が対象ということですが、昨今起こっている悲惨な子どもによる犯罪の背景を見ていくと、やはり家庭教育という、非常に大きな影を落としているということは、紛れもない事実ですし、やはりPTAあるいは保護者にも参加していただいて、子どもたちは何を考えているのかということ肌で知っていただくということも必要なことではないかと思っております。ですから、今後、このような事業を展開されるときには、保護者も

まじえた事業ということで、ぜひお願いしたいと思います。

本多委員長 他に質疑はございませんか。

堀江委員。

堀江委員 今の平成18年度のところなんです、教育費でちょっと、野外活動センターの方が修繕ということで、いろいろ手当をしていただくということですが、本会議の中でも質問ようありますね、場所がいいところですから、当然、川の隣で事業を行うわけですから。そういう部分で、金額が20万円何がしなんです、どこら辺までの安全というか、これからそうならないようにということもあると思いますけど、川沿い全体にそういう、やっているとところはそういう可能性というのは常にあるわけですね。今回は野外活動センターの話なんです、どこら辺までを見積りというか、そこら辺の背景で修理されるというか、移転されるというか、その辺のところがわかればお示しいただきたい。

本多委員長 兼松市民体育課長。

兼松市民体育課長 今の野外活動センターの件ですが、実は平成16年度にも水に浸かっています。平成16年度につきましても、今年度と同じように、水槽の約80センチぐらいまで水に浸かっています。それにつきまして、平成16年度につきましては、給湯器の室外機の方が低位置にございました。こちらについても、移動させて、今後、そういうことがないようにということで、工事をさせていただきました。

今年度につきましては、ガス庫、それから通路、今の炊事棟へ行く通路ですが、今まで四、五回水に浸かっています。今回初めて、コンクリートの下の土があらわれたということでございます。それにつきましては、初めてのことで、こちらにつきましては、再度、のれの方ですね、今、建設省の土地ですので、ずっと長目にのれの方をやりまして、水にも耐えられるようにということを考えております。それで、あともう1点、ガス庫でございますが、本会議で部長がお答えしたように、今の低位置にございます入り口でございますが、野外活動センターの入り口、約2メートル以上あるかと思いますが、そこまで引き上げるということを考えておりますので、よろしく申し上げます。

本多委員長 堀江委員。

堀江委員 今、水にある程度、のれの部分という話の中でね、水に耐えられるという、想定 of 修理をすると、なかなかそんな工法はないと思うんですね。水に耐えられるような。だけど、こんだけのお金でできるかなという心配はあるけど、そこら辺は、3年か5年に一遍は過去にあるんだけど、ずっと見てきて。ですからそんだけお金かからないところで、なることはなるんだから、水の被害は。そんなに水に耐えられるということまで言わなくても、そこら辺のところやっていたらいいんじゃないかなと思います。

本多委員長 他に質疑はございませんか。

東海委員。

東海委員 まず、歳入と歳出の関係で、ちょっと幾つか。10ページの理科の副教本の作成ということですが、これタイトルにもあるわけですけど、今配置されている理科の副教本の改訂の準備するということなのかなということですけども。それが一つ。

それから、10ページの県支出金の民生費補助金の子育て支援連携強化モデル事業の補助金、

ちょっと私説明漏れだったかもしれないんですが、これと歳出の関係、どこにこの補助金の事業があるのかということです。

それから、11ページの民生費の関係の命を大切にすることを育む楽田保育園の事業の歳出の方の関係で、事業費がどこに入っているのか。教育費の関係では、その命を大切にすることは、先ほど質疑がありましたけども、その下のあいち・の出会いと体験、これはどういった内容が東部中中ということでしたけど、どういった内容なのかということですね。

まず、それだけお尋ねします。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 では、指導課関係、2点ございましたので、1点目の理科の副教本でございますが、これは現在、使用している副教本とは全く別のものでございます。現在の副教本は教科書を補うという意味での副教本でございますけれども、今回取り組んでおりますのは、限りなく教科書に近い副教本をということで、これは文部科学省が本年度から新教育システム開発プログラムという新しい事業を施策しました。これが文部科学省の委嘱をいただいてという取り組みでございます。

それから二つ目のあいち・出会いと体験の道場推進事業というやつですが、これは今、中学生のいわゆる職場体験等が重要視をされておりますけれども、これについては、それぞれの職種のエキスパートを学校にお招きをして、いろいろお話を伺って、子どもたちがそれぞれ学業を終えて、将来就職をする際に、夢と希望を持ってこれからの学校生活を送られるようにということに取り組んでいる事業でございます。

以上でございます。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 命を大切にすることをはぐくむ教育推進事業は、先ほど教育委員会が小学校の方で言われました、その中の保育園の事業ということで、楽田保育園でと説明させていただきました。そのために、推進するために、三つの育という視点で、命をはぐくむ目的は、小動物に触れる、そういう触育と、それから食べるという食育というようなことで、育を、育てるといような事業でございまして、保育所の中の消耗品費の22万円の中の17万円がこの命を大切にすることをはぐくむ教育推進事業の小動物の観察用、それから植物を育てるとい飼育用、そして食育の育の方のクッキング用、そして活動記録用というので、17万円がこの中に入っております。

それから、印刷製本費といたしまして、県の方に認定を受けましたので、活動記録等を報告をするというような形がありまして、そしてまたこの事業を広く保護者の方や他の保育園にも事業内容を公開するという、活動記録作成用といたしまして、印刷製本費が3万円という形で入っておりまして、これが20万円です。そして、10分の10補助ということでございます。

それから、子育て支援連携強化モデルといたしまして、この事業内容は2分の1の補助でございますが、この中には、モデル認定区分といたしまして、3本柱でございます児童福祉と教育の連携強化ということで、中学生による保育体験、そして子育てに関する行政サービスの一元化ということで、生涯学習と一緒にいきます1、2歳児を持つ親の勉強教室、それ



から子育てネットワークモデル事業ということで、夏休みの子ども交流事業等、地域での交流事業ということでございまして、まず保育所費の中に子育て支援センター、子育て育児講座の講師謝礼の2万円がこれでございます。5回シリーズでこの評価モデルの事業を展開しております。

それから、消耗品費といたしまして5万円が上がっております。先ほどの22万円の中の5万円ですが、これは中学生の体験事業と教育体験ということで、次世代の子どもたちに赤ちゃんに触れることによって、命を大切に作る、あるいは夢をまた持つ、そういう子育て体験ということで、これはおむつ体験等の一式の用具でございまして、これが5万円でございます。

そして、同じく、通信運搬費で、これもやはり報告用で、これは地域の中で根差す事業ですので、民生委員や子育てにかかわるすべての方に、そして他の市町のモデルでもありますので、他の市町の子育てにかかわる人たちへ報告会を行いますので、そのための通信運搬費等でございます。

それから、備品購入費といたしまして、保育所費の中に書かれておりますが、17万5,000円、これは同じく中学生の子育て体験の中で、妊婦に、赤ちゃんがおなかの中にはぐくまれるときの体験をしてもらうということで、妊婦さんになる、そういうシミュレーションを描ける備品の購入等で、これからもこのことはこの事業は続けていくという視点からも備品を購入させていただき、また妊娠パネル等、こういう形でおなかの中にはぐくんでいく、大切な命が育っていく、それから赤ちゃんに沐浴が必要な、沐浴ベビーという備品を購入させていただきまして、そして赤ちゃんの沐浴体験をしていただくというような備品購入が17万5,000円でございます。

そしてもう1点、備品購入費の中に、このモデル認定の事業といたしまして、子育ての活動ネットワークモデル事業の中で、通信運搬費、この中には、やはり報告会、ボランティアの方です、ここのところの主なもの、ボランティアの方がたくさんいらっしゃいますので、そういう人に対して、モデル連携を図る、そういう犬山はそういう視点で評価も運営するというような視点で、ボランティアの方等に広く周知していただくために、通信運搬費と、それから備品購入といたしまして、地域の中での地域のお祭り、あるいは児童館のお祭り等で、中心にしたいということで和太鼓を購入させていただくように上げさせていただきました。2分の1事業でございます。

以上でございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 よくわかりました。ありがとうございます。

あと、14ページの障害者自立支援法と地域活動支援センターの事業の関係なんですが、ちょっと、これも先ほどの説明でちょっとしっかり聞き取れなかったものですから、扶助費の中で、自立支援法により、なくなる事業がどれなのか。そのなくなった事業で、地域活動支援センター事業に振り向けられる事業がどれなのか。それとあと、施設に対する支援事業費ですね、こういったものが大きいわけですけども、この施設に対する支援事業というのは、今後施設、要するに経営が苦しくなると思うんですが、こういったことなのか、そのあたり、

ちょっと説明願いたいなと思います。

本多委員長 加納福祉課長。

加納福祉課長 自立支援法の法の中で行う部分と、自立支援法の第77条の地域生活支援事業に移行して市が行う部分というところがございますが、この中の、まず上から三つ目の身体障害者の補装具給付費というのと、身体障害児の補装具給付費というのがございますが、この補装具、義肢とか具足とか、そういうものの中に、ストマ、ストマというのは腸の障害の、排尿とか排便のものです、それとか紙おむつというようなものも含まれておりました。それで、今度制度の改正によりまして、それら日常生活用具、通常使うものの方へ移っていくということで、その日常生活用具というのが市が行う事業というふうになりますので、その分のところが補装具の方から移行しまして、日常生活用具の方へ移っていくというのがございます。

それから、短期入所です、いわゆるショートステイということで、家族が何らかの事情で、障害者の方の面倒を見れないときに、短期的に施設へ入所するという短期入所という制度がございます、その中に、これは今回身体、知的と、障害児、子どもさんの方ですね、そういうものがございますが、その中の実は短期入所というのは、基本的には宿泊を伴うものでございますけども、現行の制度の中では日帰りで帰ってくるというものもこの短期入所の中に入っております。その短期入所の分につきましては、下から四つ目に書いてあります日中一時支援事業ということで、日帰りのショートステイについては、そこの中から外れて、地域生活支援事業として、市の事業になってくるということでございます。

それと、障害者の居宅介護支援事業がございますが、これはホームヘルパーの関係なんです、ホームヘルパーの中で、制度で中身が少し変わって、ホームヘルパーの方の、重い方というのは、行動援護という中で、法の中に残ってまいります。また、軽い方でも、通院解除はまたホームヘルパーの身体介護の中に残るんですけども、それ以外の日常生活上、必要でヘルパーを使って出かけるという、そういうような方につきましては、下から三つ目にございます移動支援事業ということで、この事業の方に変わります。

そういうようなものが移行してくる部分ということと、下にございます地域通所活動事業というのは従来のデイサービスの事業所がデイサービスというもの自体が自立支援法からなくなりますので、市内のそういうところへ一部通ってみえる方もみえますので、それを上げさせていただいております。

生活行動事業費というのは、今、自立支援法の中で、障害程度区分の認定作業を行っておりますが、その認定作業にかかわって、例えば非該当と、介護保険と同様に、程度区分がつけられない、非該当の方が出てきた場合に、そういう方に対して、必要の程度に応じてヘルパーを派遣をするという、そういうような事業を新規に考えているところでございます。

2点目の、施設の支援でございますが、施設支援につきまして、特に知的障害者の施設の部分が、減額になっておりまして、先ほど申し上げましたような、報酬基準が改正されたということが一つありますし、施設、入所といいましても、大まかに入所と通所と両方含んでおりますので、入所、通所施設の場合ですと、従来月額制で一月幾らというような報酬の決め方がしてあったんですけども、その分が日額制になりまして、基本的には、一月22日程度

ということで、実際に利用された日数に応じて支援費をいただくというような格好になっていまして、利用者が自己負担をしていただくという、そういうような制度に変わりました、また大きなところでは、知的障害施設で、従来は施設の入所者の方の医療費につきましては、福祉の方の福祉医療のような形で支援費の中で支払っておりましたが、400万円ほど、それも一般の医療の方へ変更になりましたので、そういうのが減額になりまして、実際には、施設の事業費からがまず上がってきたということで、こういう減額になったわけです。それで、先ほどおっしゃいましたように、施設の事業費が、従来だと来ても来なくても、一月幾らと、極端なことを言いますと、1日でも2日でも来れば幾らという金額が定められていたのですが、今は日額で幾らというふうになってますので、当然、施設が確実に毎日、22日なら1人22日必ず来ていただいている状態だったらよろしいですけど、今、犬山の施設、通所施設がひびき作業所の本場と分場ございまして、現在大体20日弱ぐらいです、19.5日ぐらいだったと思うんですが、このぐらいの利用になっていきますので、従来よりも事業者の収入がその分減ってきているということも事実だと思います。

国は、その施策の中で、一つは今までの定員があって、従来は定員を1人でも超えたら、今度は報酬をカットするというやり方をしておったんですが、定員を超えた利用も幅を持たせて認めていくというふうにはしておりますけども、確かに、日数制になったということで、施設は報酬額が減ってきたというのは、そういう傾向は確かに出ておるところでございます。それに対して、施設の方は、まずは人員体制を、来る人に合わせて人員体制をとり直したというふうなところで、現在に対応しているところだというふうに考えております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 障害者、障害児に対して、自立支援法で補う事業、いろいろ市として考えるところが新たな事業としてされているということが理解できましたけど、施設に対して、これその月額が日額になって収入が減るという状況が出てきているわけですけども、そのことに対して、市としての支援というのは、何かお考えがないでしょうか。

本多委員長 加納福祉課長。

加納福祉課長 施設に対する支援ということでございますが、現状は、苦しいと思っておりますが、今のところは市に対する相談までにはまだ至っておりません。

それで、本会議でそういうお話もあったと思いますが、まだ始まったばかりのところ、もう少しこの推移を見守りたいと思っております。

それと、その施設、施設だけというふうになりますと、これも一定の事業者ということで、事業者指定を受けて、事業者としていろんな施設をやってみえるものですから、その施設だけということでも、難しいのかなということを思いまして、これにつきましては、もう少し実績等を見ていきたいというふうに考えております。

本多委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第81号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第82号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

兼松市民課長。

兼松市民課長（第82号議案説明）

本多委員長 説明は終わりました。

ご質疑を願います。

東海委員。

東海委員 保険財政共同安定化事業ですけども、これは国保財政の広域化を図るという事業かなというふうな認識でおるわけです。それでいいのかなどうか。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 一定の額を市町村間が負担しまして、その負担分の広域化を図る前提のものです。

本多委員長 他に質疑ございませんか。

質疑なしと認め、第82号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第85号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤長寿社会課長。

伊藤長寿社会課長（第85号議案説明）

本多委員長 当局の説明は終わりました。

質疑を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第85号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第86号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

兼松市民課長。

兼松市民課長（第86号議案・歳入説明）

本多委員長 加納福祉課長。

加納福祉課長（第86号議案・歳入説明）

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長（第86号議案・歳入説明）

本多委員長 伊藤長寿社会課長。

伊藤長寿社会課長（第86号議案・歳入説明）

本多委員長 鈴木健康推進課長。

鈴木健康推進課長（第86号議案・歳入説明）

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長（第86号議案・歳入説明）

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長（第86号議案・歳入説明）

本多委員長 落合生涯学習課長。

落合生涯学習課長（第86号議案・歳入説明）

本多委員長 紀藤図書館長。  
紀藤図書館長 （第86号議案・歳入説明）  
本多委員長 山田文化財課長。  
山田文化財課長 （第86号議案・歳入説明）  
本多委員長 兼松市民体育課長。  
兼松市民体育課長 （第86号議案・歳入説明）  
本多委員長 兼松市民課長。  
兼松市民課長 （第86号議案・歳出説明）  
本多委員長 小島庶務課長。  
小島庶務課長 （第86号議案・歳出説明）  
本多委員長 加納福祉課長。  
加納福祉課長 （第86号議案・歳出説明）  
本多委員長 兼松市民課長。  
兼松市民課長 （第86号議案・歳出説明）  
本多委員長 加納福祉課長。  
加納福祉課長 （第86号議案・歳出説明）  
本多委員長 伊藤長寿社会課長。  
伊藤長寿社会課長 （第86号議案・歳出説明）  
本多委員長 加納福祉課長。  
加納福祉課長 （第86号議案・歳出説明）  
本多委員長 伊藤長寿社会課長。  
伊藤長寿社会課長 （第86号議案・歳出説明）  
本多委員長 兼松市民課長。  
兼松市民課長 （第86号議案・歳出説明）  
本多委員長 加納福祉課長。  
加納福祉課長 （第86号議案・歳出説明）  
本多委員長 伊藤長寿社会課長。  
伊藤長寿社会課長 （第86号議案・歳出説明）  
本多委員長 安藤こども未来課長。  
安藤こども未来課長 （第86号議案・歳出説明）  
本多委員長 加納福祉課長。  
加納福祉課長 （第86号議案・歳出説明）  
本多委員長 鈴木健康推進課長。  
鈴木健康推進課長 （第86号議案・歳出説明）  
本多委員長 小島庶務課長。  
小島庶務課長 （第86号議案・歳出説明）  
本多委員長 滝指導課長。  
滝指導課長 （第86号議案・歳出説明）

+

+

本多委員長 落合生涯学習課長。  
落合生涯学習課長 (第86号議案・歳出説明)  
本多委員長 紀藤図書館長。  
紀藤図書館長 (第86号議案・歳出説明)  
本多委員長 落合生涯学習課長。  
落合生涯学習課長 (第86号議案・歳出説明)  
本多委員長 山田文化財課長。  
山田文化財課長 (第86号議案・歳出説明)  
本多委員長 落合生涯学習課長。  
落合生涯学習課長 (第86号議案・歳出説明)  
本多委員長 兼松市民体育課長。  
兼松市民体育課長 (第86号議案・歳出説明)  
本多委員長 兼松市民課長。  
兼松市民課長 (国保特別会計の説明)  
本多委員長 滝指導課長。  
滝指導課長 (岡部育英特別会計の説明)  
本多委員長 滝指導課長。  
滝指導課長 (相馬育英特別会計の説明)  
本多委員長 兼松市民課長。  
兼松市民課長 (老人保健特別会計の説明)  
本多委員長 紀藤図書館長。  
紀藤図書館長 (教育振興特別会計の説明)  
本多委員長 伊藤長寿社会課長。  
伊藤長寿社会課長 (介護保険特別会計の説明)  
本多委員長 当局の説明はこれで終わりました。  
これより書類審査を行います。  
では、当局は退席をさせていただきます。  
暫時休憩をいたします。

+

+

午後 2 時 42 分 休憩

再 開

午後 4 時 00 分 開議

本多委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

本日の書類審査はこれもちまして打ち切り、明日また10時から書類審査を行います。大体予定としましては、午前中に審査を終えていただきますように、精力的に取り計らっていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

+

東海委員 終わらなかつたら延長させてもらっていいですか。

本多委員長 それはやむを得ないでしょうね。精力的にやってください。

きょうはこれにて一応閉めさせていただきます。まだ調べたい方は、どうぞ自由に、4時半ぐらいまでは、書類を片づけることもありませんから、それまでよろしくお願いします。ご苦労さまでした。

午後4時02分 散会

+

+

+

+

+